構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

兵庫県養父郡大屋町

2 構造改革特別区域の名称

有機の里特区

3 構造改革特別区域の範囲

兵庫県養父郡大屋町の全域

4 構造改革特別区域の特性

大屋町は、兵庫県の北西部、養父郡の西南部に位置し、周囲を 1,000m級の山に 囲まれ、東西 20.6Km、南北 14.9Km 中心地の標高は 149m、西は鳥取県と接する西 高東低の地域である。総面積は 138.29K ㎡、内 90%を山林が占め、耕地は大屋川、 明延川に沿って細長く分布し、町内には国道、JR 等もなく、京阪神地域からは 2 時間 30 分程度の距離に位置する山間地域である。

大屋町の人口は 4,744 人、世帯数 1,566 世帯であり、ここ数年は毎年 1~3%減少で人口推移しており、高齢化率も 35.6%と非常に高いうえ、毎年高齢化が進んでいる。 2000 年農林業センサスによる農家戸数は 640 戸、経営耕地面積 219ha で農家一戸当たりの平均耕作面積は 34.2a と零細な経営規模である。また、農家の 60.5% が自給的農家で、販売農家の 81.0% が兼業農家でその内の 91.2% が第2種兼業農家となっている。

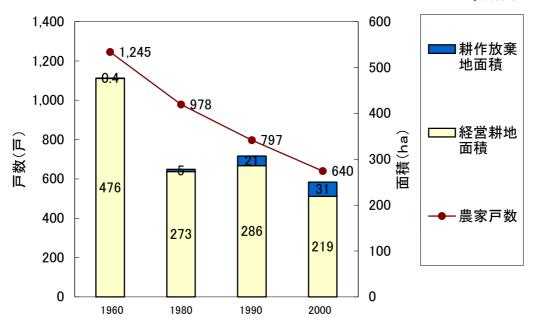
農業形態については、水稲を中心とした営農が行なわれているが、若年労働者は安定した就労・所得の機会を得るため他産業に流出し、農業後継者の減少による高齢化が進み、ほ場条件の悪い耕地を中心に耕作放棄地が毎年増加してきている。一方、農業生産の概況は、耕種では水稲115ha、野菜57ha、豆類13ha、飼料作物33ha等が主な農産物となっており、畜産においては、肉用牛492頭、ブロイラー185千羽、採卵鶏15千羽の経営が行なわれている。おおや高原開発及び畜産基地建設事業により高原野菜・花卉栽培農家、和牛・ブロイラー飼養農家の一部では大規模経営・多頭飼育農家が生まれてきているが、大半はどの経営部門をとっても経営規模は零細である。

大屋町では、昭和53年から10年の歳月をかけて開発したおおや高原において、 様々な障害を乗越え、試行錯誤しながら有機栽培を続けてきている。その活動が全 国的に認められ、平成12年には天皇杯を受賞する産地になった。

この受賞を契機に、大屋町全体で「安心・安全な農業」を目標に「有機の里構想」 (別添資料1)を樹立し、おおや堆肥センターの建設(平成 15 年度より稼動、町直営)、 おおや高原土壌分析、町内産野菜を使った学校給食の導入、有機栽培の実践や直 売活動等を行なう有機の里の会の設立といったような有機農業や環境に配慮した環 境創造型農業への取組みを拡大していっている。

有機の里づくり構想を積極的に進めていく一方では、農業者の高齢化、担い手の減少、農地の遊休化の進行がどんどん進んでいく中、農業構造の改革を行なっていくことが急務とされている。

(農林業センサス)



※1990年経営耕地面積の増加は農地造成(開墾)による

なお、4月1日には、養父郡(4町)の合併により、大屋町は養父市となる。

5 構造改革特別区域計画の意義

①大屋町が環境に対した取組みを強化する意義

大屋町は、地域の特性でも説明したとおり、土地の90%山林が占め、日本海に続く円山川の源流の地でもある。大屋町の環境を守ることが下流域の環境保全につながると考えられる。綺麗な水、美味しい空気等これらの地域資源が何ものにも代え難い宝として全住民が誇りに思っているからこそ、大屋町の自然は大

屋町のみでなく、地域全体の環境につながっていると認識することができる。

②大屋町有機の里構想(資料1)

環境を保全していくためには、森林の保全、農地の保全が不可欠なことである。現在、大屋町の農業は、有機の里構想を樹立し自然環境の保全、安心、安全を意識した農業構造への転換を図るべく振興している。

有機の里構想の理念を実践するため、平成15年度よりおおや堆肥センター(年間生産量1,642t)の稼動により町内畜産農家の牛ふんや耕種農家の出荷時に発生する野菜くず、木材くず等を有機堆肥化している。この有機堆肥を活用した農業を実践するため、農業者が有機の里の会を設立し、生産された農産物の直売活動、学校給食センターへの食材提供等、地産地消への取組みを実践している。

以上のように、大屋町では、環境に対して真剣に考え、可能なことを実践していく体制を整えつつある。

しかし、有機の里の会を構成する農家や遊休化していく農地の所有者の大部分は 小規模農家であり、離農時に農地の所有権移転もできない、有機の里構想に賛同す る非農家の農地の権利取得ができない等といった問題が発生してきている。このこと の積み重ねが、農地の遊休化、農地の荒廃化の拡大につながっている。

この問題を解消していくためにも本計画は、今後の大屋町農業、有機の里確立にとって大変意義あるものと考える。

そして、この取組みは、地域の環境を守り、農地を有効に活用し持続的な食料・農業・農村の構築につながり周辺市町のみならず、全国への波及が期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

自然環境の保全、農産物の質の向上、消費者との連携等を柱として樹立した有機の里構想を実現させていくことを目標にする。そのためにはまず、本計画の実現化により、小規模農家の規模拡大や非農家の農業参加及びIターン希望者等の円滑な農地取得を可能にし、耕作放棄地の減少、直売拠点の整備・増設による都市部との交流等地域の農業の活性化を図っていく。

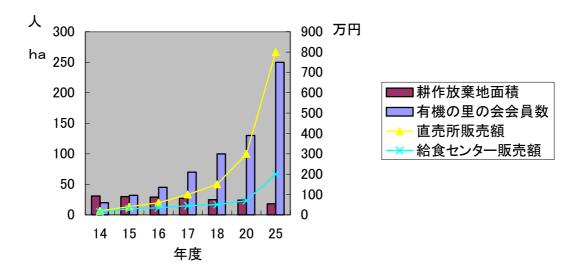
同時に、現在遊休化している農地及び今後、遊休化すると考えられる農地を有機の里の会、大屋町農業委員会等と連携を取りながらリストアップをしていく。それを元にして、農地取得希望者と売渡し希望者との橋渡し役となり、遊休農地の解消、有機の里構想の実現化を行なっていく。

また、全国に大屋町の目指す「有機の里構想」を発信し、広く農業者を求めることにより、町人口の増加、地域農業の活性化及び、遊休農地の減少を図っていくことを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

農業の担い手の減少と高齢化の進行及び、耕作放棄地の拡大が進む大屋町において、町全体で進めていく「有機の里構想」を現在実践している「有機の里の会」が町民の先導役となって既存農家への有機農業の啓蒙・普及、新規就農者受け入れ(毎年1名)による新たな担い手の確保及び非農家の農業参加等の促進、また担い手農家の育成による認定農業者数の増加、町外からの転入(現状毎年1~2%の転入→目標3~4%)、町外流出(現状毎年3~4%の転出→目標3%)の減少が町人口増加につながり、直売活動の展開、学校給食等への食材提供によって、地域農業の活性化を図るとともに、直売活動、地元野菜の流通経路(学校給食等)の確立による農業者の生産意欲の高まりが遊休農地の減少(現状31ha→目標20ha)につながると考えられる。

一方では、生産性ゼロの農地が、解消されることにより様々な面で効果が出てくると考えられる。有機の里の会を中心とした地域農業の活性化により、直売所活用による地域農産物の売上高の増加(現状35万円→目標 1,000 万円)や、雇用拡大等単純に金額に現れる効果は極めて低額だが、金額に現れにくい、国土・環境保全、食育推進等において膨大な効果があると考えられる。



社会的(経済的)効果

耕作放棄地	31ha	(現在)→	25ha(H20年度)→	20ha(H25 年度)
新規就農者数		毎	年1名 →	10人(H25年度)
認定農業者数	11人	(現在)→	17人(H20年度)→	22人(H25年度)
直売所拠点	2ヶ所	(現在)→	4ヶ所(H20 年度)→	6ヶ所(H25年度)
有機の里の会会員数	32 人	(現在)→	130人(H20年度)→	250人(H25年度)
野菜販売額の増加	35 万F	円(現在)→	370万円(H20年度)→	1,000 万円(H25 年度)

特例実施による相乗効果

農地の権利取得後の下限面積面積要件の緩和 非農家参入可能 学校給食への 出荷増加 耕作放棄地 有機の里の会 野菜生産量 の減少 会員数の増加 の増加 農家ど児童の交流 による食育の推進 直売所売上増加に 堆肥等生産資 雇用の拡大・ →伴うの施設の拡張 材の販売増加 及び直売所の増設 都市部からの 国土・環境保全 都市部との交流増加 I,U ターンに よる人口増

8 特定事業の名称

1006

農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増 進事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連 する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める 事項

構造改革特別区域の規制緩和の効果をより高めるため、様々な施策を総合的・体系的に組み合わせて実施する。

(1) 新規就農実践事業(新規就農者の育成確保対策)

事業の内容

就農希望者研修費助成事業

就農者が円滑に就農できよう、研修体制の整備・研修期間中の研修費の助成をする。

就農地賃借料助成事業

研修修了者が自ら農業経営基盤強化促進法により賃借する場合に、その賃借料を助成する。

農地取得に対する支援

就農者が農地の購入を希望する場合は、農地保有合理化事業等により支援する。

(2) 田舎ぐらし支援事業(定住対策)

事業の内容

大屋町田舎ぐらし支援対策本部を設置し、町内の空家情報の収集、定住・福祉・生活対策及び就業対策、雇用情報の収集等を行い、U・Iターン希望者等への情報提供を行なう。

(3) 実証ほ、展示ほの設置事業(有機の里づくり対策)

事業の内容

町内数箇所におおや堆肥センターの堆肥を利用したほ場を設置することにより、 堆肥の必要性と地域環境保全への動きを推進する。

また、現地講習会等の開催により、有機農業を広く PR していく。

(4) 生ごみ処理機モニター事業(地域資源循環対策)

事業の内容

町内の婦人会組織の協力により、1世帯あたり6ヶ月間生ごみ処理機のモニター利用を実施する。広く利用することにより、地域資源循環システムの構築を行なっていく。

別紙 構造改革特別区域計画において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1006

農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の 利用増進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

大屋町内の農地等の権利を取得する者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定の日

4 特定事業の内容

農業を営むことを目的とし、農地権利取得後確実に営農すると認められる者が、農地を取得する場合、農業委員会の議決を経て 10 a 以上の下限面積において農地取得を認める。

5 当該規制の特例措置の内容

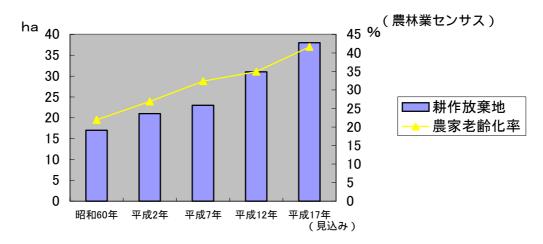
(1)特例を受け定めようとする設定基準 10a(現状 30a)

大屋町の農家の単純平均耕作面積34.2 a だが、農家戸数の割合が町全体の40%にすぎず、農地の所有面積が30 a 未満の農家の割合が全農家の67%余りを占める。また、10 a 未満の農家は8%余りを占めている。特に遊休化の進行している地域では、大部分が1筆当たりの農地面積が30 a 以下と小規模であり、その小規模器や非農家が農地を取得したい意向や要望が毎年数件よせられている。

(2)農地の有効活用を図ることが必要な理由

大屋町では、平成2年度から10年間見ても農家戸数の20%減少(797戸 640戸 157戸の減少) 経営耕地面積の23%減少(286ha 219ha 67haの減少)また耕作放棄地については48%増加(21ha 31ha 10haの増加)となっており、農家世帯における高齢化率については、8.01%上昇(26.91% 34.92%)している。

また、大屋町の農家の大部分が兼業農家である現状から、大規模な土地利用集積も見込めず、町外転出者も増加しており、このままでは、遊休農地の急速な増加が危惧される。



(3)支障を生ずる恐れがないと判断した根拠

本町は耕作放棄地(10年間で10haの増)が増加し、高齢化(現在35.56%)が進む、四方を山で囲まれた山間地域であるため、土地利用型農業による規模拡大は困難である。現在、耕種農家の認定農業者(11人中9人)については、すべて施設利用型農業で本計画による特例が実施されても認定農業者の規模拡大等、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないと考えられる。

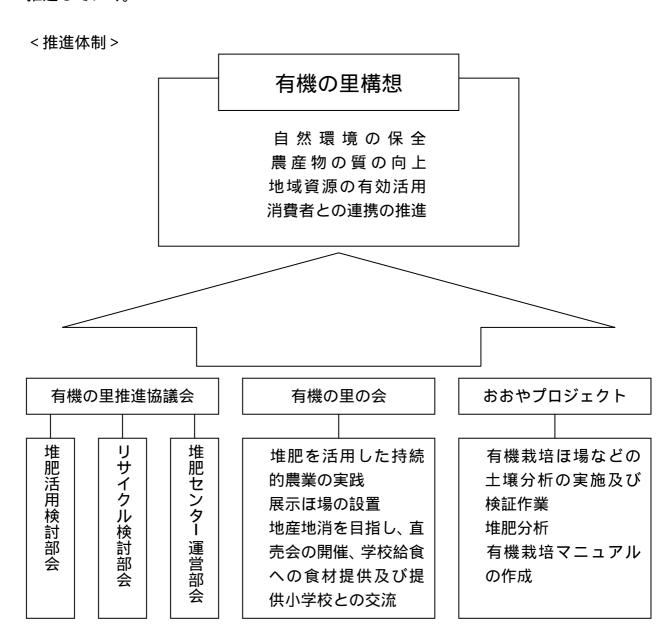
(4)農地取得の下限面積要件緩和の特例実施による見込み

今回の特例実施により、農地を取得する者は年間6件、5年間で30件(4.5ha) 10年間で60件(8ha)を見込み、農地の流動化による農地の有効利活用、有機の里の会会員数増加による地域農業の活性化、直売活動の活発化等社会的観点から見ても有効な施策と期待する。

(資料1)

大屋町『有機の里構想(大屋町は綺麗な水・美味しい空気を育む町です)』

2 1世紀は環境の世紀とも言われ、綺麗な水・美味しい空気が何にも代え難い大屋町の宝です。大屋町を生かす地域資源として再認識される日がやってきます。全住民が環境保全に対し高い関心と実行力を持ち、綺麗な水と美味しい空気を守り供給し続けることが責務となるでしょう。綺麗な水を守り下流域に供給するためにも、畜糞の野ざらしや、その他有機資源の放置は止めなければなりません。畜糞以外でも、各家庭から出る食用油や生ゴミ等のリサイクル必要です。堆肥施設の活用を中心として、有機の里構想を樹立し、確立に向けて推進していく。



1. 各組織の構成員等

有機の里推進協議会

- ・住民の代表者(町議会、婦人会、生産者部会等)及び関係機関(商工会、 町農業委員会等)による組織
- ・安心、安全な農業振興及び有機資源を活用した資源循環型社会づくりの 推進を図る

有機の里の会

- ・環境保全型農業を目指す農家による組織
- ・おおや堆肥センターの堆肥の活用による減農薬・無農薬栽培の実践
- ・展示ほ場設置や直売活動による住民への PR (直売会などの会を重ねるごとに会員数が増加している)

	平成 13 年	平成 15 年	平成19年
	(発足時)	(現 在)	(目標)
会 員 数	15 人	32人	150人

おおやプロジェクト

- ・有機栽培実践農家(おおや高原野菜部会)、民間企業、関係機関(農業技術 センター、神戸大学、コープこうべ、農林水産技術総合センター等)に よる組織
- ・官民一体となり、有機栽培土壌の経年変化の科学的分析や栽培の実証及 び検証を実施し、有機栽培マニュアルを作成する

2. 有機の里づくりの現状と今後の課題

大屋町における有機の里づくりは、堆肥センターを核として有機の里推 進協議会、有機の里の会、おおやプロジェクト等様々な角度から安心・安全 を捉えて地域循環社会の構築に向けて進行している。

また、地域住民や農家の意識に『有機の里』といった言葉が浸透し始めている。一般家庭から出るゴミの分別、生ゴミの減量化、化学肥料の減量化など些細なことではあるが住民の意識の中に効果が出始めている。

しかしながら、住民の高齢化による離農や町外転出による農地の遊休化、 荒廃化なども同時に進行している。町全体が有機の里づくりに向かって進ん でいる中で、農地の遊休化を食い止めていくことが大きな課題となってきて いる。